第三日　　平成二十五年六月十三日　　開　議　午前十時

【開会前に事務局長より、十一番佐々木政美議員から所用のため欠席する旨が報告される】

○議長（野呂日出男君）

次に、町長から発言を求められておりますので、許可いたします。町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

まずもって、皆さん、おはようございます。

議長のお許しがありましたので、発言させていただきます。

一昨日、奈良岡議員の一般質問に対する答弁の中で、臨時議会の日程について不適切な発言がありましたので、削除していただきますようお願い申し上げます。

○議長（野呂日出男君）

なお、本件の取り扱いについては、本職にご一任願います。

ただいまの出席議員数は十三名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第一、藤崎町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

まず、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第百十八条第二項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、本職が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、本職が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、成田一成氏、加福孝二氏、三浦秀男氏、三浦　稔氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま本職が指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました成田一成氏、加福孝二氏、三浦秀男氏、三浦　稔氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

続いて、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第百十八条第二項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、本職が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、本職が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員補充員には、第一順位藤林　茂氏、第二順位木村元則氏、第三順位駒井義昭氏、第四順位佐藤一春氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま本職が指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました第一順位藤林　茂氏、第二順位木村元則氏、第三順位駒井義昭氏、第四順位佐藤一春氏、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

暫時休憩いたします。

神　忠勝代表監査委員本人にかかわる議案のため、神代表監査委員より退席したい旨の申し出がありますので、退席を許可します。

休　憩　午前十時四分

再　開　午前十時五分

○議長（野呂日出男君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第二、議案第二十四号藤崎町監査委員の選任の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十四号を採決いたします。議案第二十四号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十四号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

神　忠勝代表監査委員の入場を許可します。

休　憩　午前十時六分

再　開　午前十時六分

○議長（野呂日出男君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第三、議案第二十五号藤崎町教育委員会の委員の任命の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十五号を採決いたします。議案第二十五号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十五号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第四、議案第二十六号藤崎町教育委員会の委員の任命の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十六号を採決いたします。議案第二十六号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十六号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第五、議案第二十七号藤崎町教育委員会の委員の任命の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十七号を採決いたします。議案第二十七号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十七号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第六、議案第二十八号藤崎町職員の給与の臨時特例に関する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

提案理由の中では、防災、減災事業並びに地域の活性化などの課題に対応するために減額すると、総務省で総務大臣の意向通知に基づくものであるというような趣旨の提案がされているわけでありますけれども、これは職員組合といつどのような申し入れをしてどのような合意をしたのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐　晋君）

ただいま給与の減額の条例の関係で、職員組合との話し合いのことだと思いますが、職員組合側とは総務大臣の詳細な取り扱いが出る前も含めまして四回ほど話し合いを持ってございます。当初は総務大臣からラスパイレスが百未満になるまで減額をしてくださいという話がなかったものですから、基本的に国の七・八％の減額という話が国のほうからありましたということをお伝えして、その段階から話し合いを始めてございます。職員組合のほうからは、その後総務大臣のほうから詳細な取り扱いが出たものですから、基本的な趣旨といたしましては賛同しなければならないものだというふうに考えるということと、期末手当、勤勉手当の取り扱いについてはあくまでも総務大臣のほうで示された案に従った形でやっていただければという話があったものでございます。それに基づきまして、私どものほうがラスパイレス指数ができる限り百以下になるような形で調整した結果が今お示ししている条例案でございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

当初、七・八％という方向が示されていた、その段階から話し合いを始めていたということはよろしいんですけれども、その段階から職員組合としては同意をしていたということなんですか。お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐　晋君）

その段階ではまだ総務大臣からの細かい取り扱いについては示されておりませんでしたので、情報提供という形でこちら側からお示ししたもので、その段階での同意は得られておりません。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

最終的にじゃあ同意をしたのはいつなんですか。それは文書か何かで取り交わしているんですか。そういうものは要らないでもやっているんですか。その辺はどういう取り扱いをしていたんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐　晋君）

今回の件につきましては、文書での取り交わしというものはしておりません。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

文書での取り交わしはしていないということ自体問題だなと思っておりますけれども、いずれにしてもそれでよしとして提案したんだろうと思います。

それで、もう一つ二つお聞きしますと、この条例の規定は、我が藤崎町にも臨時職員がいらっしゃいますよね。臨時職員、それからパートの方がいますよね。とりあえず臨時職員にも適用になるんですか。準用してとか。その辺はどういうふうになるんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐　晋君）

臨時職員につきましては、適用しないものでございます。といいますのは、国あるいは県のほうから取り扱いについての通知が出てございまして、臨時非常勤職員に対する給与減額措置の考え方ということで示されております。その中に、支給水準が常勤職員と比べて低い場合は給与減額措置を講じないことを基本とするということが明記されておりますので、それに従って臨時職員には適用しないものとしたものでございます。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

今回、来年の三月末まで給料を引き下げるというようなことであります。しかし、結論から申しますと、デフレ脱却、その土台は働く人の所得をふやすということでもありますし、安倍内閣の進めている成長戦略にとってもマイナス要因が大きく働くものではないかと思っております。もう一つは地域経済や、ひいては日本経済にも連動してマイナス効果が働くものだと思っております。

最後に、いわゆる人事院勧告を尊重して地方公務員の労働争議権だとかを制約している中で、今回この異例特例なやり方はあしき前例をつくることにもなりますし、自治体の自主的、自立的判断こそ尊重してやるべきだと。これまでも自

治体はさまざまな苦労をして削減に努めてきているわけでありますので、私はこの削減には賛成できません。同意できません。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成する者の発言を許します。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第二十八号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第二十八号は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第二十八号は原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第二十九号藤崎町地域の元気臨時交付金基金条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十九号を採決いたします。議案第二十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十九号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第三十号津軽広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十号を採決いたします。議案第三十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第三十一号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十一号を採決いたします。議案第三十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第三十二号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十二号を採決いたします。議案第三十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第三十三号財産の取得の件を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

本件は公営住宅十二戸を建設する、それを随意契約で二億一千四百万円余で取得しますよと。端的に言えば、予約契約で財産取得契約をするというようなことなんでしょうけれども、それで契約の相手方と、協定書なのか契約書なのか定かではないんですけれども、まず契約の名称は契約書なんですか、協定書なんですかということが一つと、もう一つは契約の相手方ですね、三浦組グループというふうになっております。わかるような、ほとんどわからないような。これは三浦組グループ、代表企業三浦組となっておりますけれども、三浦組、そして構成員となっていますけれども、これが全部連名で契約をするんですか。その辺はどういうふうに、協定書なのか、とりあえず名称と、契約の相手方ですね、契約書の相手方、どなたなんですか、これ。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

本件のこの名称ですが、これは協定書でございます。それで、契約の相手方はこの四者連名でございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

四者連名ですということは、それぞれに普通私ども住宅を建てる場合、普通の人が住宅を建てる場合でも、よく連帯保証契約なのか単なる保証契約なのかとかいうふうなことが問題になりますよね。今回の場合は、構成員とされる川島建築事務所、それから陸奥ホームさん、それからタナックス弘前支店、これはどういう法的な協定上の地位があるから連

名を加わったということに理解すればよろしいんですか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

これは法的な根拠といいますか、そういうところまではちょっと今のところ、今ちょっと資料がないのでわかりませんが、あくまでもプロポーザルを実施いたしまして、この企業、グループという名称でございますが、この四者の提案した案が採用されたということでございますので、この四者全てが構成で一つの企業体ということで連名ということで協定しております。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

いまいちすっきりしないところもあるんですけれども、実際住宅そのものはこれから取りかかるわけですよね。そして、最悪の場合、それを完成できなかったとか、あるいは不可抗力の場合で完成できなかったとか、そういう場合はどういうふうな取り扱いになるんですか。基本的に、どういうふうな取り扱いになるんですか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

これはあくまでも買い取りでございますので、できたものを買い取るということですので、途中でできないのであれば当然それは買い取れないということになりますので、その点で町のほうには損害が生じないということでございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

損害が生じないように取り扱うというか、法的にも枠組みをきちんと押さえるところは押さえていただきたいなということを要望しておきます。

もう一点だけ、委員会でお聞きしたときには二億円余の工事を地元の業者、準地元の業者も入っているようですけれども、前渡金だとかそういうのは出さないんですというふうな説明があったんですけれども、ということはどういうふうにして、自己資金で業者の皆さん、やってくださいよというふうなことなのか。その辺はどういうスタンスでこの建物完成までこぎつけるというようなことなんでしょうか。どういう協定になっていらっしゃるんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

この協定ですが、前渡金、あと部分払い、そういうものは一切ございません。あくまでもこの企業グループのほうで資金を工面いたしまして、全てそれは銀行なりなんなりから融資を受けると、そういうふうなことになろうとは思いますが、町のほうでは一切そういう部分払い、前渡金、そういうものは一切ございません。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十三号を採決いたします。議案第三十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、報告第九号平成二十四年度藤崎町一般会計継続費繰越計算書の報告の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第九号を採決いたします。報告第九号はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第九号は承認することに決定しました。

日程第十三、報告第十号平成二十四年度藤崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第十号を採決いたします。報告第十号はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第十号は承認することに決定しました。

日程第十四、報告第十一号平成二十四年度藤崎町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第十一号を採決いたします。報告第十一号はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第十一号は承認することに決定しました。

日程第十五、報告第十二号平成二十四年度藤崎町農業集落排水事業会計継続費繰越計算書の報告の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第十二号を採決いたします。報告第十二号はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第十二号は承認することに決定しました。

日程第十六、議案第三十四号平成二十五年度藤崎町一般会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

十ページでございます。スポーツプラザ藤崎改修工事費六千九百八十万円ほど計上されておるんですけれども、具体的にどういう内容なんでございましょうか。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小杉利彦君）

お答えいたします。

予定しております内容といたしましては、二階の柔剣道室、トレーニング室を二階部分にございますバルコニーの部分

を活用いたしまして、それぞれ拡張する工事、それから設置後、スポーツプラザ、二十四年経過しております。各部の劣化等の部分が見られますので、例えば雨漏り補修とかタイルの補修、それから排煙装置等の補修、その他内部の廊下、各部屋の塗装、それからステージ等の幕、それから二階に取りつけられています暗幕、これらの更新が建築工事の内容としてはそういったものを想定しているものでございます。

それから、そのほか機械設備の関係でございますけれども、アリーナの暖房機の部品交換、それから電気工事関係では照明、これはアリーナ部分を除きますが、全館のＬＥＤ化等でございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

やれるところはほとんど全部やるというふうに私は受け取ったのですけれども、それで一番初めに説明していらっしゃいました柔剣道室とトレーニング室の二階部分を広くするんだというようなことなんですけれども、結果的には柔剣道室というか、柔道というか、そこを広くするんですか。それともトレーニング室を広くするという意味なんですか。その辺どうなんですか。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小杉利彦君）

それぞれの部屋を拡張するという考え方でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

老朽化が進んできているのは事実なんでしょうけれども、何かアリーナ部分といいますか、暖房器具を全部かえるということなんですか。それとも何かの部品をかえるということなんですか。その辺はどういう内容を改修の中身に入れていらっしゃるんですか。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小杉利彦君）

アリーナの暖房機につきましては、部品の交換ということで考えてございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

何の部品なんですか。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

そこまで聞くのかということでしたけれども、全面的にかえるのか、部品だということなんですけれども、どこの燃焼装置の部品なのか、それとも、その辺はわかっている範囲内で明らかにしてほしいなと思いますけれども。

それで、もう一点といいますか、同じく元気臨時交付金、町長も運がいいですね、こういう時期にこういうたくさん臨時交付金がつきまして……（「努力の結果」の声あり）努力の結果だというふうな声もありますけれども、国の公共投資、大盤振る舞いの結果でございますので。それで、同じような項目に中学校の屋根塗装改修工事費四百五十四万とな

っているんですけれども、これは塗装と改修なんですか。どういうふぐあいがあって、これはやらさるということなんですか。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（工藤峰靖君）

お答えいたします。

今回の改修工事は教育環境の整備を図ることを目的に行うもので、明徳中学校については平成十年の九月に完成しておりまして、それ以後一度も屋根の塗装については行われておりません。そのため、さび等も発生しているということから、今回の改修工事に至ったということでございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

そうすれば、雨漏りがしているという、そこまでひどくはなっていないという認識でよろしいですね。いわゆるさびだとか、そういうのを防止、早目にというふうなことなんですか。そのほか屋根の部分で折れ曲がったとか、そういうことじゃないんですよね。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（工藤峰靖君）

はい、雨漏り等は発生していないということを聞いております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。四番鶴賀谷　貴君。

○四番（鶴賀谷　貴君）

同じく十ページなんですけれども、エレベーターの改修工事費の二千七十五万のこの内訳をちょっと詳細にお知らせいただければ。お願いします。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐　晋君）

庁舎のエレベーターの改修工事の内容についてということでございますが、エレベーターの改修工事の内容といたしましてはエレベーターの本体の箱の部分、あとロープの部分を交換するという内容でございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷　貴君。

○四番（鶴賀谷　貴君）

そうすれば、エレベーター全体を改修してしまうという考え方だと思うんですけれども、直さにゃまね原因というのは耐用年数がなっているはんでだんですか。どういう原因でそれ今、改修するということになったんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐　晋君）

改修に至った原因ということでございますけれども、エレベーターにつきましては平成二十一年九月二十八日以降に着工されたエレベーターにつきましては戸開走行保護装置、これはエレベーターが所定の位置に停止しなかった場合にエレベーターをとめる役割をするものなのですけれども、それの設置が義務づけられました。ただ、私どものエレベーターはそれ以前の設置ですので、義務づけの対象とはなっておりませんが、交換をすることが県等から推奨されておるわけでございます。加えまして、耐用年数等も考慮した上で今回改修工事を行うということにしたものでございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。五番奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

九ページの企画費、ふじさき地域活性化助成金について二、三伺いたいと思います。

きのうの常任委員会で一団体、申請団体がふえたという説明でしたけれども、この事業というか助成金の趣旨は地域の皆さんが課題を解決するために今後活動していくという趣旨のものだと思いますけれども、そうなれば活動の継続性というか、そういう活動がどういう活動をこれをきっかけにしていくのかということが問われていくと思いますけれども、この助成金を交付した後のアフターケアといいますか、補助金の交付した側の交付責任といいますか、そういうのも問われてくると思うんですけれども、その辺についてはどのようなことをお考えでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

このふじさき地域活性化助成金は、地域の人たちが思い悩んでいることを解決する手段として活用していただくように交付するものでございまして、今、五番議員がおっしゃったように活用させていただきましたし、今年度は八団体が申

請して認定されてございます。

このアフターケアということでございますが、毎年二月ないしは三月に活動の結果をそれぞれが報告会を設けて報告させてございます。それによってそれぞれの団体の悩みや方向性というようなものを再確認するという機会を設けて、今後ともアフターケアといいますか、指導といいますか、助言していくということを考えてございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

この助成金は私は大いに賛成なんですけれども、申請団体がふえるということは大変喜ばしいことだと思うんですけれども、審査機関が職員で構成されているということですけれども、単なるイベントの助成ではなくて活動の継続性が問われると。一歩間違えば助成金の取り合いというふうに、審査機関のほうでもちゃんとそういうことを引き継いでいかないと、補助金の取り合いということになりかねないと思うんですけれども、その辺は町長の掲げる町民が主役のまちづくりという観点からいけば、当然町長も関心を持ってそれに向かっていかなければならないと思うんですけれども、町長の認識を伺いたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

地域活性化のための奈良岡議員のご提言、常に関心を持って聞かせていただいております。

この活性化事業そのものは、私が議員時代に前町政に提案して今の担当の、恐らく能登谷課長さんが企画課長のとき採用した事業だと思っております。昨年もその前も、地域に密着したいろいろな課題を地域の方々がいろんな意見を出し

て、アイデアを出して、力を出して、そして知恵を出して、いろいろ地域の課題に前向きに取り組んで、若干ながら町の助成金を事務費の一部に活用しながら町全体を活力あるためにやってくという姿勢でございまして、もっともっと多くの団体が出てきて、私は町全域がこの事業を活用しながら地域の課題に前向きに取り組むという姿勢がまず肝要であろうと、そう思っております。

チェック機能は職員が今、鋭意努力してチェックしながら、あるいは次につなげるようなまた事業展開も事務局のほうでアイデアを出して、いろいろ地域の課題も総合的に勘案しながら次のステップにつなげるということで、私はどしどし多くの団体に手を挙げていただいて、その中で補助金、助成金が足りなければ、議員の皆さんの理解のもとにまた財源を許可していきたいと、そういう思いでございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

継続は力なりと申しますけれども、ぜひ交付基準といいますか、交付の趣旨を道を誤らないように今後も継続していただきたいと思います。それを要望しておきます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。一番奈良完治君。

○一番（奈良完治君）

十ページなんですけれども、それこそいろいろ工事名書いているんですけれども、ほとんど具体的に大体場所とか特定できるんですけれども、この道路安全施設整備工事費九百幾らというやつの内訳のほうを教えていただけませんか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えします。

これは西豊田地区のＪＲと並行して走っている道路部分の、そこにガードレールを設置するものでございます。これにつきましては、昨年ＪＲ側から道路から線路に自動車等が入り込むという事故があったということで、その要請もございまして現地調査したところ、既設のガードパイプが設置されているんですが、それがほとんど壊れた状態だということで、それをもちまして丈夫なほうのガードレールに取りかえるというものでございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに。奈良完治君。

○一番（奈良完治君）

あともう一つ、役場の庁舎のトイレの改修工事ありますけれども、これも具体的にちょっと内容を教えていただければなと思いまして。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐　晋君）

役場庁舎のトイレの改修工事の工事内容ということでございますが、役場庁舎の各階にあります男女トイレの一カ所ずつを洋式のトイレに変更をするものでございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○一番（奈良完治君）

せっかく洋式になさるのであれば、ぜひ健康のためとか衛生的な問題で、シャワートイレの設置のほうをお願いいたします。どうでしょうか、課長。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐　晋君）

トイレのほうのシャワートイレの設置ということでございますけれども、ぜひ検討させていただきたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

私もトイレのことについてお聞きいたします。私は個人的にはシャワートイレまで必要ないのかなというふうには思いますけれども、シャワートイレをこの際ですから一個かえるとかそんなけちくさいことじゃなくて、洋式のほうに移行しているのが世の中の流れでありますので、一個だなんてけちくさいことじゃなくて、やるのですから、ついでということもありますので、これまたやるとなれば施工業者にとっては仕事がふえていいかもしれませんけれども、この際だから二個かえるとか、そういうふうなこともぜひ検討すべきことではないかなというふうに思っているんです。世の中の実態がそういうふうになっている、世の中というか、社会生活の実態がそうなっているわけですので、スペースの関係もあるかもしれませんけれども、ぜひトイレの話で恐縮ですけれども、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

浅利議員もなかなか財政いろいろ厳しく追及しますが、トイレのことだけは応分に考え方あるようでございまして、当面は一個ずつ設置させていただきます。そして、何年か使ってみて、さらに必要であればそのときにまた検討したいと思っております。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

早く検討していただきたいなと思います。来年にも交付金もあります、基金としてあるようですので。

それで、聞きたいことは、ご質問は、ちょっとページ数定かでなくなったんですけれども、そのうち思い出しますので。福島の保育所が雪害で壊れましたよね。百三十万ほど改修費を見ていますよね。これは結局まだ町の施設ですから、保険でほとんど補塡されるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

浅利議員のご指摘のとおりでございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

関連しまして、現状はいわゆる福祉法人に無料で貸し付けているわけですよね。結果的に雪害が生じたという、それに対して補塡する施設を補修する、また結果的に保険で補塡されるということはいいんですけれども、この場合の屋根の雪を片づける、おろすという、雪おろしといいますか、その責任なり、やるのは協定上といいますか、協定というか、社会福祉法人つくし会との協定は一体どういうふうになっていらっしゃるんですか。基本的には無料で借りた人が雪をおろすというふうなことだと私は理解しているんですけれども、協定はどういうふうになっていらっしゃるんですか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

一般的な維持管理につきましては、引き受けている法人側で行うこととしておりますけれども、具体的に雪おろし作業がどちらでとか、そこまでは規定しておりませんが、私も通常であればお借りしているほうで雪おろしをするのは当然だと考えております。ただ、今回屋根が破損した部分は建物の裏側の中央部分で、ちょっと職員も見えづらいところで気がつかなかったようでした。そしてまた、屋根に現在使用されていない煙突のボックスが出っ張っていまして、そこに雪が堆積して落ちないというようなこともあり、少し大きな被害に今回なったわけですけれども、今後もそういう日常的な管理につきましては法人のほうで行うよう、また打ち合わせをしていきたいと考えております。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

保険で補塡されるんだはんで、まあいいじゃということじゃなくて、さまざまな施設管理の面に及ぶことですので、この二年続きの豪雪の中でその辺も使用者に、ただで貸しているつくし会ならつくし会、法人に対してきちんと明記すべ

きところは明記してやっていただきたいということを要望しておきます。

これと関連しまして、町営住宅がありますよね。この町営住宅の軒の雪だとか玄関の入り口の雪だとかは入居者がやるべきだと思っておりますけれども、基本的に屋根の雪、豪雪の場合、こういう場合は基本的に誰がそれ片づける、雪おろしをするというのが原理なんですか。基本的に考えればよろしいんですか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

二年続きの豪雪で、確かに軒が折れたとかそういう被害がございました。この町営住宅の屋根雪に関しましては、通常であれば本人ができる範囲でおろすのが普通だと思いますが、こういう二年続きの豪雪でございましたので、この間につきましては我が町のほうで業者のほうにお願いして屋根雪はおろしております。ですから、それはやはりそのケースによって若干違うのかなというふうには考えております。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

住宅の管理責任といいますか、それについてはちょっと異論がありますけれども、今後に譲りたいと思っております。

もう一つ私が聞きたいのは、十八ページのところでございます。給食センターのいわゆる人事異動といいますか、人事に伴う賃金の件。十八ページ。ここで臨時調理員賃金、これはパート扱いだと思うんですけれども、六十四万二千円と。臨時職員賃金九人分として三百十万円を減じましたよというふうになっているんですけれども、これはどういうことなんでしょうか。臨時職員九人分を減じたということなんですか。

○議長（野呂日出男君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（佐々木盛男君）

お答えします。

当初で臨時職員賃金を九人分計上しているということでございます。四月採用に当たりまして一人減になっておりますので、実際雇用は八人でございます。それで一人分減のマイナス三百十万ということでございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

九人分を少しずつ削ったとか、一人一人三十万円以上削ったとか、そういう意味じゃなくて、実態的には一人分を三百十万円を削った。実態的にはですよ。三百十万円を削ったということですか。ということなんですよね、今の説明を聞きますと。何か九人分と書くので誤解を与えて、適正でないのかなというふうに思うんですけれども、どうなんでしょうか。要約します。九人分というよりも、実質的には一人だという理解でよろしいんですか。

○議長（野呂日出男君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（佐々木盛男君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。工藤健一君。

○十番（工藤健一君）

九ページの一般コミュニティ助成事業補助金の件ですけれども、その内訳を見ますと町内会連合会と東町町内会が申請しておるんですけれども、この金額の内訳。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

藤崎町町内会連合会は、掲示板それからノートパソコン等込みまして、二百五十万の事業でございます。それから、東町はねぶたの骨組みやかまくらのときに使うヘリオスドームというテントでございまして、これらを購入するのに二百三十万ほどの事業費でございます。これに対しての助成金でございます。

○議長（野呂日出男君）

工藤健一君。

○十番（工藤健一君）

この補助金なんですけれども、いろんな申請の仕方あるけれども、金額の上限はあるんですか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

事業内容によっては限度額がございますが、今回のコミュニティの場合にはその事業に見合った金額の全額を助成するというものでございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。鶴賀谷　貴君。

○四番（鶴賀谷　貴君）

ページ数というと十五ページでございます。藤崎町の魅力発信業務委託料四十七万三千円。この詳細についてお尋ねいたします。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

今回この町村の魅力発信事業ということで、町村会が音頭をとりまして、それぞれの青森県の市町村が町のＰＲをする事業を応援するということで設置させていただきました。

我が町では、全国町村会が事業主体で行います町イチ！村イチ！二〇一四という事業が一月十一日から十二日の期間に国際フォーラムで青森県をＰＲするということがありましたので、これに参加するものがまず一つ。

それから、津軽地域の観光団体キャンペーンということで、昨年度も三月に名古屋市におきましてゆるキャラで町をＰＲしたということがございまして、これに対しても参加する予定でございます。それから青森県観光ＰＲキャラバンということで、これは今度横浜町でやる予定でございますが、日時はまだ未定ですが、これに対しても出席といいますか参加する予定でございます。それ以外にも、そのＰＲ事業のために持っていくゆるキャラのグッズであるとか、絵入りリンゴであるとか、そういったものの制作費を想定してございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

先ほど十八ページで給食の臨時調理員賃金を聞いたのですけれども、六十四万二千円となっておるのですけれども、これはどういう試算、時給幾らで何日間働いてというか、これどういう試算で六十四万二千円なんでしょうか。期間と賃

金ベース、どういうふうになっていらっしゃるんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（佐々木盛男君）

お答えします。

先ほどフルタイムの職員一名減となっていましたので、その分パートの職員を一名増員し、それに係る分の金額でございます。実際パートだけですと、通常は四時間勤務で七時四十五分から十一時四十五分という時間、時給七百円なんですが、午後は洗浄等々の業務がありますので、その分フルタイムの職員のほうの負担が多くなるわけです。その分、午後の一時から三時までの二時間勤務が可能なパート二名を充てて業務をしているわけですが、その分に係る部分での既設で足りない部分が六十四万二千円ということでございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。鶴賀谷　貴君。

○四番（鶴賀谷　貴君）

ページ数は十ページでございます。積立金の地域の元気臨時交付金基金積立金一億九千六百六十三万円と。どういう意味でこれを積み立てするのか、まずお尋ねいたします。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

この地域の元気臨時交付金は、国の行った補正に絡む地方負担額が算定根拠となって、今回五億幾らの交付金を計上し

たわけでございます。これを本年度活用する部分として三億四千四百万ほど計上いたしました。残りの部分が今年度とても活用できないということで、来年度の事業に回すということで一億九千六百万ほど見てございます。ただ、これはあくまでも二月三月の交付要綱に基づいて試算したもので、現実としては財政力指数に応じて配分するという部分が不明確でしたので、町の財政力指数を交付額の〇・八というふうに見ておりましたが、実際には〇・八八ということで、さらに上乗せした形での交付限度分が提示されてございます。ただ、今回の部分は〇・八の分を計上したものでございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷　貴君。

○四番（鶴賀谷　貴君）

そうすれば、今の答弁だと来年度の事業があったはんで五億来たと。今年度と来年度の事業。要は五億の事業があったはんで五億来たんだと。今年度は三億四千四百万と。来年度は一億九千六百万と。一億九千六百万の予定の事業をお知らせください。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

地域の元気臨時交付金の実施計画に基づきまして、これから計画を策定することになりますが、一番大きなものとしては地域のバランスを加味して、現在予算計上させていただいた常盤の老人福祉センターというようなものを今年度行います。それに今度、あわせて来年度は藤崎の老人福祉センターを直すというようなことで、地域のバランスや施設の耐用度を考慮して、今後計画していく予定でございます。なお、予算の絡みもございますので、今まで予算要求していた

ものがなかなかつきにくかった、こういったものを今回この地域の元気臨時交付金を活用して実施できればというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷　貴君。

○四番（鶴賀谷　貴君）

これは先ほども私言いましたけれども、各事業の予算があって、それが例えば五億だから政府から五億の臨時交付金をいただいたと思うんですよ。ですから、先ほど私聞きましたように、今年度のところは今のこの補正予算で出てくるのでわかりますけれども、繰り返すようですけれども、一億九千万のうち、せば藤崎の温泉をつくるに一億九千万が全額せば来年度予定をしているということでよろしいんですか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

全体の事業はまだ確定してはございません。とりあえず二十五年度に実施できるものとして今回予算計上させていただきました。二十六年度につきましては、今の藤崎の老人福祉センターを初めそれぞれの施設に先に行わなければならないというようなものがございましたら、それを優先していくということで、まだ確定したものではございません。ただ、限度額として六億程度の枠がございますので、その範囲の中で考えていくということでございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷　貴君。

○四番（鶴賀谷　貴君）

そうすれば、ちょっと質問変えます。これはせば今年度と来年度でこの予算を使い切るという考え方の予算計上という形で考えていいんですか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

この地域の臨時交付金は国の緊急的な財政発動に基づいて行うもので、本来であれば今年度で使いなさいということで、今年度で使い切らない場合は時限的に基金を設けて来年度までには使うようにと、地域の活性化を図りなさいということですので、今年度と来年度に限って行う事業でございます。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十四号を採決いたします。議案第三十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十七、議案第三十五号平成二十五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

国民健康保険、ページ数でいきますと二十九ページの八款二項の保健事業でございます。疾病予防費ということで、全体として七十六万ほど計上されておるんですけれども、その中で講師の謝礼として報償費として二十四万ほど追加で計上されておるのですけれども、これはどういう分野のどういう専門家の講師のための謝礼なんでしょうか。新たなことなんでしょうか。これまで計画されていたことなんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

まず、どういう方でしょうかというご質問ですが、一応予定しております講師は北海道在住の方で、現在五十四歳です。北海道の新十津川役場というところで二十五年間保健師を務められ、平成二十一年三月に退職し、その後は地元北海道を初め全国各地の自治体で保健指導の支援や特定健診、特定保健指導の従事者を対象とした研修会などにおいて講師を務めるなど、特定健診、特定保健指導の分野では大変すぐれた方だと聞いております。

この事業は、従来からのものか新たにやるものかという二つ目のご質問ですけれども、今回の事業は今までの特定健診並びに特定保健指導に加えて新たに実施するものであります。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

保健師、そういう方のお話を聞く機会があるということであります。よく短命県だと言われて、私も含めて喫煙の習慣もやめられないような状況で、恥じておるところなんですけれども、やめる気がないというのが率直なところなんです

けれども、申しわけないです。聞きたいことは、全員協議会でも藤崎二十一健康増進計画とかというふうなの、概略、説明していただいたんですけれども、特にどういうところに藤崎町としては力を入れて、この保健の増進といいますか、健康増進といいますか、これに取り組むつもりなのかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答え申し上げます。

健康づくりに関しては体力づくり、そして食の改善、それから健診ということで、今はやりの言葉でいえばこの三本の矢で健康づくりを進めてまいりたいと思っております。

そして、ご質問の中にありました、何を重点的にやっていくのかということになりますが、先ほど住民課長のほうからもご答弁がございましたが、特定健診を今年度は重点的にやっていきたいと。もちろんがん検診についてもその推進を進めてまいりたいということで現在進めておるわけでございます。具体的なことといたしましては、今年度の予算の中にはもう既に特定健診の無料化やがん検診の一部負担金の軽減などを図って、その対策に努めているものでございます。また、特定健診はじゃあどういうことが対応するのかということになれば、生活習慣病の予防、まずは特定健診を受けていただいて、自分の体をチェックしていただくと。それによって糖尿病とか肥満の予防につなげてまいりたいということで考えてございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ルールを守れとかという声があるんですけれども、疾病予防費の内容について聞いているわけですので、関連あるものだと私は理解しております。

次のページのところで、印刷製本費十四万ほど計上されているんですけれども、どういう内容なんでしょうか。三十ページです。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。印刷製本費の内容ですけれども、通知用の窓つきの封筒ですとか、訪問時に不在の場合のメモ用紙の印刷ですとか、デザインデータ制作料、それから健診受診勧奨用のチラシなどでございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十五号を採決いたします。議案第三十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十五号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第三十六号平成二十五年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十六号を採決いたします。議案第三十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十六号は原案のとおり可決されました。

日程第十九、議案第三十七号平成二十五年度藤崎町水道事業会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十七号を採決いたします。議案第三十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十七号は原案のとおり可決されました。

日程第二十、議案第三十八号平成二十五年度藤崎町農業集落排水事業会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十八号を採決いたします。

議案第三十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十八号は原案のとおり可決されました。

日程第二十一、議案第三十九号平成二十五年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十九号を採決いたします。議案第三十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十九号は原案のとおり可決されました。

日程第二十二、常任委員会報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長から報告を求めます。奈良岡総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（奈良岡文英君）

それでは、総務産業常任委員会より、閉会中の所管事務調査の件についてご報告申し上げます。

去る四月二十六日、常任委員会を開催し、公営住宅について審査いたしました。

水上団地建てかえ事業は、昭和四十九年に完成した現在の水上団地が老朽化したことで、建てかえを目的として平成二十四年度よりスタートしており、全て完成すれば現在の三十戸より十六戸多い四十六戸となります。委員会では、この事業についてまず全体計画の説明があり、そして現在進められている一工区買い取り事業についての説明がありました。全体計画の説明では、平面図より一工区から三工区までの配置計画、平成二十四年度から二十七年度までのスケジュール及び年次計画が説明されました。現在進行中の一工区買い取り事業の建設予定地を現地視察し、工事の進捗状況や建物の配置計画等について説明を受けました。席上、委員からは住宅入居者選抜については公平さをもって選考してほしいということ、対象者に対する説明は早目に実施してもらいたいということ、特に住宅使用料が上昇する件に関してはきちんと説明してほしいという要望がありました。

以上で、総務産業常任委員会報告といたします。

○議長（野呂日出男君）

次に、民生教育常任委員長から報告を求めます。清水民生教育常任委員長。

○民生教育常任委員長（清水孝夫君）

民生教育常任委員会より、閉会中の所管事務調査の件についてご報告申し上げます。

去る四月二十三日、常任委員会を開催し、小中学校に関することについて審査し、藤崎中学校での電子黒板の活用状況について現地視察を実施いたしました。

電子黒板については、今回町内の各小中学校に新たに一斉導入になったものでありまして、その利用方法によってはパソコンとつながっていることなどから、さまざまな学習ソフトを活用することができるなど、多様な授業が展開でき、充実した教育環境を児童生徒に提供できることが期待されるという説明がありました。

特に、今回は藤崎中学校において、一年生の技術の授業、二年生の理科及び数学の授業を間近に拝見し、実際の電子黒板の使われ方、電子黒板の特性及び特徴等を実際に視察してまいりました。教育委員会としても今後、各小中学校において電子黒板が一層有効活用されるよう講習会などを実施してきたいという説明がありました。

以上で、民生教育常任委員会報告といたします。

○議長（野呂日出男君）

常任委員会報告が終わりました。

日程第二十三、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の調査のため特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定しました。

日程第二十四、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付いたしたとおり、閉会中の調査のため特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり決定しました。

日程第二十五、議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。平成二十五年七月十一日、青森市において県下町村議会議員研修会並びに大鰐町において中南津軽郡町村議会議員懇談会が開催されることになっております。これに派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本件は派遣することに決定しました。

次に、総務産業常任委員会の奈良岡文英委員長外六名の方が平成二十五年七月二十四日から二十六日までの日程で北海道むかわ町へ、また民生教育常任委員会の清水孝夫委員長外六名の方が平成二十五年七月八日から十日までの日程で北海道当麻町へ行政視察研修する計画書がそれぞれ提出されております。これに派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本件は派遣することに決定しました。

なお、本件行政視察研修計画が変更になった際の取り扱いについては、本職にご一任願います。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成二十五年第二回藤崎町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉　会　午前十一時二十三分

地方自治法第百二十三条の規定により、ここに署名する。

議　長　野　呂　日出男

署名議員　佐々木　政　美

署名議員　　横　　山　　哲　　英

署名議員　　浅　　利　　直　　志